

5月1日から

戸籍の窓口での法律上の ルールが変わります

結婚や養子縁組などの届出の際の本人確認が法律上のルールになります。

Ⅱ どうして？ Ⅱ

戸籍は、国民の身分関係が記載される大切な帳簿ですが、最近、他人が勝手にうその届出をして、戸籍に真実でない記載がされる事件が起こっています。

そこで、届出の際の本人確認を法律上のルールにすることとなりました。

Ⅱ 具体的には？ Ⅱ

結婚、離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出について、必ず窓口に来られた方の本人確認を行います。届出のご本人であることが確認できなかった場合は、確認できなかったご本人に対し、届出が受理されたことを通知します。

さらに、自分自身が窓口に来たことが確認できない場合には、結婚などの届出を受理しないように申出をすることができ

ます。

《本人確認の方法》
窓口に来られた方につ

いて、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの提示を受ける方法により本人確認を行います。

戸籍の証明書を取得する要件や手続が厳しくなります。

Ⅱ どうして？ Ⅱ

戸籍の証明書には、結婚や離婚をしたことなどの個人情報に記載されており、他人に不正に取得されないようにする必要があり、不正に他人の戸籍

の証明書を取得する事件が発生しています。そこで、個人情報の保護のため、証明書を取得する要件や手続などを厳しく

Ⅱ 具体的には？ Ⅱ

他人の戸籍の証明書を取得するには、自分の権利の行使や義務の履行のために必要な場合、国・地方公共団体の手続のために必要な場合など、正当な理由がある場合に限り、その理由を請求書に詳しく記載することが必要になります。

さらに、請求の際は、必ず本人確認を行います。

本人確認の方法は、結婚などの届出の際の本人確認と同様、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの提示を受ける方法によって行います。(代理人や使者が請求する場合は、代理権限等の確認も行います)

なお、不正な手段で他人の戸籍の証明書を取得した者に対しては、刑罰が科されることとなります。

● お問い合わせ先

町民課保健福祉グループ
TEL 5-1111(内線157)
旭川地方事務局稚内支局
TEL 0162-33-1122

平成 20 年度 出前講座をご利用ください

出前講座とは？

町民の皆さんの知りたいこと、聞きたいことについて、町職員が講師となって皆さんのもとへ出向き、情報提供を行う事業です。

出前講座の内容は？

この広報誌に折り込まれている出前講座メニューから、お知りになりたい項目を選んでください。

申し込みができるのは？

原則として、町内に在住する方で、5人以上のグループでお申し込みください。

■時間：平日の午前10時から午後9時までの2時間以内が原則ですが、土日、祝日の開催にも応じます。

■場所：町内とし、会場の確保、準備等は申込者が行うこととします。

申し込み方法は？

出前講座を希望する日の2週間前までに「幌延町出前講座申込書」を提出してください。(電話申込みも可)

申し込み、問い合わせは

総務課総務財政グループ
☎5-1111(内線132・133)